

2021年9月14日

経済産業省 商務情報政策局情報経済課 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産部会

「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン ver. 1.0」に関する意見

「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン ver. 1.0」は、AI システム開発者だけではなく AI システム運用者にとっても実務的な指針として、実施すべき行動目標に対応する仮想的な実践例をアジャイル・ガバナンスのフレームワークを活用し示されたものであり、その方向性・内容に賛同します。

今後、ガイドラインの実践等を通じ、適宜改訂・アップデートを行い、より具体的かつ実践的な内容としていくこと、また、国内外における各種法規制やガイドライン、国際標準等との整合性を確保していくことが重要と考えます。

また、AI の社会実装を推進するためには、大企業だけでなく、中小企業・スタートアップ企業による AI 原則実践も必要であり、例えば、中小企業・スタートアップ企業の AI リテラシー向上の取組みを支援する施策を要望します。さらに、本ガイドラインが広く利用され、国内における AI 原則実践を進めるために、ユーザーを含めて広く本ガイドラインを周知する活動や、ガイドラインを適用するインセンティブ、また、規格化等についても、今後検討が深められることを期待します。

各論に関する意見は下記の通りです；

<意見 1 >

該当箇所：

全般（または 2. 本ガイドラインの法的性格）

意見内容：

今後さらに、日本政府として EU や米国の当局と連携して AI 事業者が実施すべき行動目標のハーモナイゼーションの実現に向けて対応して頂きたい。

理由：

本ガイドラインでは法的拘束力を持たせない、いわゆるソフトローを中心としたガバナンスが望ましいとされているが、一方で EU では法的拘束力を持たせた、いわゆるハードローによる規制（欧州委員会の AI 規則案）を検討しており、また米国では FTC 法第 5 条や公正信用報告法（FCRA）等の執行による規制を前提とした企業向け AI 利用ガイドを公表している状況と理解している。

AI を日本市場だけでなく欧州市場や米国市場へも上市する日本企業は、欧州や米国のハードローを遵守せざるを得ないため、実質的に EU・米国の規制の考え方が日本企業にも浸透して日本のソフトローによる規制が十分に機能しなくなることを危惧する。これをできるだけ回避するため、今後、各国の関係機関と連携を取り、各国に本ガイドラインの内容を参照・考慮するように積極的に働きかけするなどの活動を希望する。

<意見 2 >

該当箇所：

B. 定義

意見内容：

AI 事業者（AI システム開発者、AI システム運用者、データ事業者）と AI システム利用者の区分が挙げられているが、特に AI システム利用者の定義が分かりにくいいため、例えば採用面接システム、自動運転車、顔認識システムといった具体的なアプリケーションに即して、各区分（AI システム運用者、AI システム利用者等）にどのような種類の事業者等が該当するかを例示して頂きたい。

理由：

AI システム利用者の定義が分かりにくく、本ガイドラインの適切な理解を損ねるため。

<意見 3 >

該当箇所：

B. 定義

意見内容：

本ガイドラインは、AI 事業者（AI システム開発者（=AI システムを開発する企業）、AI システム運用者（=AI システムを運用する企業）、データ事業者）を対象としているが、これに限らず AI システム利用者を含む全てのステークホルダーの行動目標も併せて記載すべきと考える。

例えば、

①行動目標 3-3 に「必要な情報交換が円滑に行われるよう、AI システム開発者、AI システム運用者、データ事業者の間で予め情報の開示範囲について合意し、秘密保持契約の締結等を検討することが望ましい。」とあるが、これに AI システム利用者も追加すべきである。

②行動目標 3-3-1 に「～営業秘密に留意しつつ、複数事業者間の情報共有の現状を理解し、適時に理解を更新すべきである。」との記載を、「～営業秘密に留意しつつ、“AI システム利用者を含む” 複数事業者間の情報共有の現状を理解し、適時に理解を更新すべきである。」と変更すべきである。

理由：

AI システムによっては、利用者にその利用に関して大きな裁量（AI を適用するデータの収集や選定、利用する場所、利用する時間帯や利用時間、利用目的など）が与えられるため、AI システムを適切に利用する責任を利用者が一定程度負担することが合理的であると考えられるため。

<意見 4 >

該当箇所：

行動目標 3-4-1

意見内容：

「～負のインパクトを全体で最小化できるように AI システムの不確実性への対応負担を複数事業者間で分配すべきである。」との記載があるが、これに加え、AI システム開発事業者にとっての顧客である AI システム運用事業者が AI エンジンを学習させるためのデータの内容を決定することや、AI システムの使い方を決定することが多いという実態を踏まえて、AI システムを開発・運用する企業、及び、データを提供する企業、その他のステークホルダーの責任分担を適切に定めるべき旨を明示頂きたい。

理 由：

AI に伴うリスクは、AI システムの開発や利用の実態、リスク低減策の内容や実施主体などの事情を踏まえて、関係者間で適切に配分がなされることが必要であり、不合理な理由（※）で AI システム開発者など一部の者に過度なリスク負担を強いることは好ましくないため。

（※）契約締結時において、売り手より買い手の方が強い交渉力を有している場合がある。例えば、下請け企業は委託元に対する交渉力が強くないと考えられる。AI システム開発事業者（下請け企業）にとっての顧客である AI システム運用事業者（委託元）が AI エンジンを学習させるためのデータの内容を決定することや、AI システムの使い方を決定する場合、このような強弱関係のみ（＝不合理な理由）に依拠して下請け企業である AI システム開発事業者が、本来は委託元企業が負うべき AI システムの不確実性への対応負担部分まで負うことは好ましくないと考えられる。

<意見 5 >

該当箇所：

行動目標 4-2

意見内容：

「AI システムを開発する企業は、AI システムを運用する企業による当該モニタリングを支援すべきである。」とあるが、どこまでの支援を意味しているか、明確化して頂きたい。

理 由：

実施例を見ると AI システム開発者は AI システム運用者によるモニタリングのために必要な情報提供による支援を意味しているようにも読めるが、不明確なままでは AI システム開発者が実際にモニタリングすることやモニタリングに要する費用を負担することまで求められるとの解釈もあり得るため。

以上